

広島市障害者施策推進協議会（平成24年度第5回）会議要旨

1 会議名

平成24年度第5回広島市障害者施策推進協議会

2 開催日時・場所

平成25年（2013年）1月9日（水）19:00～21:00 広島市役所14階第7会議室

3 出席委員（16名）

間野会長、堀田会長職務代理、天方委員、浦邊委員、金子委員、後藤委員、榊委員、田中委員、中神委員、中川委員、西川委員、濱田委員、船津委員、三戸委員、山田委員、和田委員

4 事務局（12名）

健康福祉局長、障害福祉部長、障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、精神保健福祉センター相談課長、健康福祉企画課長、保健指導担当課長、障害児支援担当課長、住宅政策課長、総合リハビリテーションセンター総合相談室長、特別支援教育課長
（各役職については代理である場合を含む。）

5 傍聴人

1人

6 議題

(1) 議題：広島市障害者計画（素案）について

7 会議資料

広島市障害者計画〔2013 - 2017〕（素案）

参考資料1 広島市障害者計画〔2013 - 2017〕（素案）の主な修正箇所

参考資料2 広島市障害者計画〔2013 - 2017〕（素案）の概要

（間野会長）それではお手元の次第に従いまして議事を進めたいと思います。資料として議題はこの素案についてということですが、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

【広島市障害者計画について】

資料及び参考資料を事務局（障害福祉課長）から説明した。

【委員持参資料の説明】

中川委員及び金子委員から持参資料の説明を行った。

(金子委員)

今回この障害者計画を配布して頂きまして、最後だなと思ってじっくり読んだりしたんですが、それから他の会員さんに見てもらって意見をいただいたので、メモ書き程度にさせて頂きましたので、ご紹介しながら話をしたいと思います。まず 4 ページの市政推進に当たっての基本コンセプトがあって、(参考 2) の所、これは前のページの基本理念、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個別(個性)を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まち」を実現するということで、以前私もお話したと思うんですが自立というのが、本当に 1 人だけで暮らすというような意味合いという間違いがあるといけないので、4 ページの(参考 2) のところの「必要な支援を受けながら」というのをここにに入れて頂けたらどうかなというふうに思いました。右側の 5 ページ 1 番の下の 2 行目、障害者自身についても、可能な方については、必要な支援を受けて自立し、その能力をいかしてうんぬんと書いてあるんですが、ここにもやっぱり入れて頂きたいかなというふうに思いました。それから 25 ページの災害時要援護者避難支援事業というところを取組に入れて頂いて本当に有り難く思っています。で、昨年育成会で災害の防災アンケートを実施したんですが、この要援護者避難支援事業を知っていますかというのに対して、84%が知らないという状況でした。なのでもっとこれは皆さんに周知して頂きたいなと思いました。それから 26 ページ(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進とあって、防犯というところがあまりないので、一番下の 4 項目目の新規事業「障害者基本法改正に対応した取組の検討(防災及び防犯についての施策推進)」の概要の所に、追加で防犯については警察とも連携して障害のある人が犯罪の被害者になったり、事故やトラブルに巻き込まれたりしたときに、障害の特性に応じた対応が出来る取組を実施するというような文言が、何かいるんじゃないかと思えます。続きまして 42 ページのレクリエーションのことなんですが、4 項目目に「知的障害者レクリエーション教室の開催」とあるんですが、一体誰がどういうふうな中身を設定するのかということが心配です。スポーツでもそうなんですが、重度の人のためのものが中々開催されないんですね。その上の 1 項目目の健康づくり事業のところでは、その上に「障害程度に応じ、障害種別、障害程度に応じ、場所やメニューを調整の上」と書いてあります。そういう文言が何かいれられないかなと思っています。それから 47 ページの一番下と下から 2 つ目の項目のところで、「保育園、こども療育センター等において」、等でそうなのかなとも思うんですが、「保育士等を対象とした専門研修の実施」というところに、「保育園、幼稚園、こども療育センター等において」と、幼稚園という文言を、その下の発達支援コーディネーターの養成の所も、保育園、幼稚園というふうに入れて頂けないかなと思います。それから 54 ページから 59 ページで就労支援についてなんですが、雇用が増えたら今度は定着の支援というのが非常に大切だと思うんですね。私共広島県手をつなぐ育成会が雇用支援センターというものを持っていますが、そこも就労移行支援というところでやっているんですが、結構今まで百何人出して来ましたが本当に離職したのはわずかなんです。それは何かあった時にすぐ職員が出向いて行ってその辺りのケアを行っている、ジョブコーチ的なことをしているってところがあります。平成 15 年からトライアル雇用という 3 ヶ月間の試行の雇用が国の施策としてあったと思うんですが、これによって定着が結構大きかったというふうに思っています。そのトライアル雇用も今回なくなりました。まだ福岡とかやっているとこもあるようですが、広島で

もなくなったというふうに聞いています。そういう事も含めて、主な事業・取組も雇用の拡大というところは結構見えるんですが、定着ということになると 2 番目のジョブライフサポーターの配置と、それから下から 2 番目のジョブコーチ養成の促進くらいかなと思うんですね。ジョブコーチは育てるまでに結構時間も掛かることで、かなりハードルが高いというふうに思っておりまして、なので以前もちょっとお話ししましたが、広島県のジョブサポーターなんかがあると思うので、「ジョブコーチ等養成の促進」と等を入れて頂けないかなというふうに思います。それから後は定着をいうことを考えると、3 項目目の新規項目の障害者雇用拡大だけでなく、障害者雇用拡大と定着に向けた関係機関の連携の在り方等についての検討。これも一応主な事業・取組の①に定着等の促進というのがありますので、その文言をそれぞれのその概要の説明の所に、2 番の所に障害に応じた仕事の開拓や職場の拡大に定着支援という言葉を入れて頂いて一緒に考えていって頂けないものかなというふうに思っています。本当は 58 ページや 59 ページの辺りも入れてほしいなど、同じ様に障害者雇用拡大とあるので拡大と定着に向けたっていうふうに入れて頂きたいかなと思ったんですが、大体以上のところですか。いかがでしょうか、よろしくご検討下さい。

(間野会長)

金子委員の障害者計画についてということのご説明から議論に入っていくということにしたいと思えます。ということで、まず最初のご意見ということで受け賜ったということになるわけですが、事務局の方はいかがでしょうか。

(障害福祉課長)

はい、貴重なご意見ありがとうございます。関係課と調整が必要なものもございますので、きちんと調整したうえで次回の検討会には修正したものをお見せしたいと思えます。議会報告とパブリックコメントにはもう手続きに入っているんで、そこまでの修正はちょっと難しいところがスケジュール的にはあるんですけども、次の会議ではお示し出来るようにしたいと思えます。

(間野会長)

ということで要は今日お示しして頂いたこの素案は、このパブコメに出す素案としてはもう準備がされてるので、これを修正したものをパブコメに出すわけにはいかないんですけども、パブコメの後どちらにしてももう 1 回協議会で検討しなきゃいけないので、その時に今日頂いた意見も合わせて修正を加えたものをお示しすると、こういうことになるということですね。で、とりあえず金子委員のご意見に関しては、これは駄目ですというのはなくてそれぞれ今後検討して次回の協議会に出して頂くと。答えはその時ということでよろしいですかね。

(後藤委員)

前回の協議会で質問すべきものですが、欠席したため今回お尋ねします。まず 5 ページの 2 番目「相談支援の充実にむけて」の 2 行目ですが、「生活を送るために最も重要な必要な支援の 1 つです」とありますが、私の感覚では最もというのは最上級の表現で、モーストでインポートであれば 1 つだけに思えます。もし最ものが複数あるのであれば、相談支援の以外に何があるのかを教えていただけないか。次に 6 ページの 3 項目の「総合的就労支援、障害者の雇用の拡大に向けて」の 3 行目

です。「個々の障害者の尊厳を保つためには、必要な支援を受けつつも経済的に自立した生活を目指す必要があります」と書いてありますが、ここは就労支援や雇用拡大に向けて行政が果たすべき役割・取組が書かれてあるということは理解しています。ただ「個々の障害者の尊厳を保つため」という表現が、経済的な自立が果たせない人には、障害者の尊厳を保つことができないのかと、穿った捉え方で意見をしてくる方もおられるのではないかと危惧しています。働きたい能力も気持ちがあっても重い障害のため就労困難で経済的自立が果たせない方もおられます。多様な人がいて、お互いに尊重し合い、違いを認め合うことこそ目指すべき社会であり、この表現に違和感を覚えました。3つ目ですが、32 ページの1 番上の「障害者の権利を守る取組の充実」の「障害者110番運営事業」の3行目です。参考資料にもありましたが、前回の協議会で専門家が関わっていることを示したらどうかという意見があったようで、ここに示されたのだと思いますが、私は以前この事業の相談員をしておりました。各曜日で相談員が受け付け、相談内容によっては弁護士にリバースする仕組みになっています。でもこの表現を読むと、弁護士が常駐し電話や面談で相談を受けてくれるように誤解される方もおられるのではないかと思います。如何でしょうか。

(障害福祉課長)

基本的には文言の語感の部分とかもあると思いますので、市役所の中でも色々な人の意見を聞きながら、気になる所は修正していきたいと思います。5 ページの最も重要な支援というのは、英語で言えばワン・オブ・ザ・ベストですけれども、重要なことを強調したいということで相談支援が障害者のサービスにおきまして大切であるところは疑いはないことは合意して頂けると思うんですけども、それを強調したいなという思いから書いたところです。表現についてはまた考えさせて下さい。で、次の6 ページの所の「個々の障害者の尊厳を保つためには、必要な支援を受けつつも経済的に自立した」ということをございます。こちらは意図するところは、障害者の方によっては支援を受けつつ雇用契約を結べる方もいれば、重度の方のように中々それが難しい方もいらっしゃいます。よってこの必要な支援の部分というのが大きく変わってくるのかなと。で、重い方につきましては支援が大きくなって、その中で経済的に自立していくと。雇用契約を結べる方はある程度の支援を受けつつ、ご自身でも賃金をもらいつつ自立していくということで、ここのニュアンスは変わってくる。その必要な支援という所がニュアンスとして全ての思いを込めた所ではあるんですけども、どのような表現がいいかというのは色々な方に聞きながら検討させて頂ければと思います。後 110 番の関係も関係の人とも話をしながら検討させて頂いて下さい。結果は次回でお示ししたいと思います。

(後藤委員)

「必要な支援を受けつつ」は理解できるのですが、その前の言葉である「個々の障害者の尊厳を保つためには・・・」というところが、とても違和感を感じるのです。もう少し表現を変えていただきたいと思っています。

(障害福祉課長)

すいません。ここで書いてあるのは取組事項というのは基本的な視点というか、目指すべき方向性ということをございまして個々の障害者の方々が本当に尊厳を保っていく方向には何らかの支援をしながら自立していく。そこの支援の中には公的な支援は当然必要です。だから目指すべき方向性と

してこういう方向があるんじゃないかということで書かせて頂いております。で、従いましてやはり実際、必要な支援がなくて経済が自立してなかったときにそれがはたして障害者の方にとって尊厳が保たれた状態なのか。それはノーだと思います。必要な支援というのは必ず必要だと思いますので、そう出来るような支援をやらないといけない。それを目指すべきではないかという意味で掲げさせて頂きました。いずれに致しましてもまた書き方は相談させて下さい。意図としてはそういうことです。やるべきでなく目指すべき方向としては尊厳を保たなければいけないでしょう。そのためにはきちっと支援をしていかなきゃいけないんじゃないかと。そういう思いで書かさせて頂きました。また書き方は相談させて頂きます。お願い致します。

(榑委員)

質問です。資料2の2ページの1番上の右側なんですけど、「行政が実施に責任を持った事業と障害者団体が実施に責任を持った事業があること」ということになってます。これは一体何なのかちょっと分らないんです。それともう1つ、前回のご説明の中で地域によって福祉サービスの内容が違っていいんじゃないかと。その時に質問として安佐北区と中区で違うサービスがあるというのは例えばどういうことでしょうかとお聞きしたんですけど、その点についてお答えが無かったので、例えばこういうことですよっていうふうにご説明頂ければ有り難いなと思っています。それともう1つ。素案の36ページの重度心身障害者医療費補助について入れて頂くというのは前回の基本計画と同じく入れて頂いているんですけども、この説明として者(児)に対して医療費の一部を補助と書いてますけど、この一部というのはどういうことですか。ここで言うのは無料化という意味で、医療費は3級以上の重い方。そして所得制限を掛けられた上では一応無料化ということになってると思うんですけど、その一部を補助というのはどういうことなのか。ちょっとお聞きします。

(障害福祉課長)

まず参考資料2の2ページの所でございます。障害者の色々な施策が数多くございますが、今回の基本計画の理念に基づきまして再編して行って、出来るだけこの理念を達成出来るような実務運営をするということでございます。で、再編するに当たっての考え方ということで2つの考え方、視点を提示させて頂きました。1つ目は行政が行うものと障害者団体が行うもの、誰が実施するかということです。2つ目が一律に実施すべき事業、どこへ行っても等しくサービスを受けられなければいけないものがある一方で、地域特性や障害種別等に応じてある程度柔軟な実施が必要ではないかというようなものでございます。主体と裁量の部分ですね。こちらの観点を見ながら事業を効率的に再編していきたいという項目でございます。従いまして、これから検討する内容ですから直ちにこれということは明確には難しいところもあるんですけども、例えば行政であれば自立支援法に基づくホームヘルプサービスとかございますけど、これは行政が頑張っていかなければいかんことだと思います。一方で障害者団体が実施する事業ということで、例えば、健康づくり事業みたいな形で各団体の依頼に応じてやっていったりとか、あるいはレクリエーションの事業とか。これは行政自体でやっているというよりは、団体さんの方でノウハウがありますので、ここの辺りは団体さんでやってもらったほうがいいのかというのがあると思います。で、次の2項目目の一律、地域特性うんぬんというのに関しましては、例えば福祉サービスのように自立支援法に基づいてどこに行っても一律に提供させないといけない、そういうものだと思います。一方で地域特性、障害種別、障害程度に応じて柔

軟に実施するというごさいますけれども、こちらは地域によって色んな催しをやりたいという時に、それを全市一律には中々おかしいだろうということで、団体とか地域の声を聞きながら、それに合わせてある程度柔軟性を持たせなきゃいけないというようなことがあるということです。従いましてこういう考え方を元に、今一度障害福祉部内の事業を見てより効率的、効果的なもの出来るように、市民のためになるように頑張っていきたいということで考えているところでございます。

(健康福祉局長)

重度医療の分は分かりやすく言えば、一部という表現は自己負担分を補助という意味です。直すかどうかは考えさせて下さい。重度心身障害者の医療費補助についてはその部分をやってますから、一部という意味は医療費全体、10割部分、10割の一部という意味でそれはイコール自己負担分だという。そういう意図で書いています。

(榊委員)

自己負担分の一部をという意味じゃないんですね。

(障害福祉部長)

全部です。

(健康福祉局長)

ちょっと誤解を招く可能性がありますので、そこは次回またお示しさせていただきます。

(榊委員)

今の課長のご説明なんですけども、市が委託して各障害者団体にやってもらうとかやらせるとか両方あると思うんですけど、「障害者団体が責任を持つ」と書いてるでしょう。これはちょっと違うんじゃないかなと思うんです。障害者団体で市から委託を受けて色んな事をやられてる団体が多いですから、その団体さんのご意見を伺えばよろしいかと思うんですけど。それともう1つ私達の会の会員にも安佐北区の人もおれば中区の人もおるんですけども、どうも今の課長のご説明だと具体的にどんなことになるのかなと思って。出て来たときに何か恐ろしげなものが出て来て、それで推進協議会で認めたでしょうと言われてもちょっと困るかなと思ったので。ちょっとイメージがわからないんですよ。これから作るんですとおっしゃりましたが、提示されている以上は具体的なものは、こういうものはこう、こういうものはこうというイメージは市の方としてはすでにおありだと思うので、ちょっと今のご説明じゃあ地域というのも私自身は分らんんですけど。他の団体の方はどうなんでしょうか。

(堀田委員)

関連なんですけど、障害者団体に限定しているからちょっと違和感があるんじゃないですかね。行政以外でも色んな福祉団体、例えば社協なんかもそうですけど、色んな団体がやってるわけここは意図とすれば公民共同とか公私共同という意図で書かれたのであれば、障害者団体ということに限定することにちょっと違和感があるんじゃないですか。これだと榊委員がおっしゃるように障害者団体

に相当な責任があるようなニュアンスを受けるように思いますので、ここの障害者団体というところの文言のところを検討されてはどうでしょう。

(障害福祉課長)

ご意見を伺いました書き方については検討をさせていただきます。実際に責任を持つという、責任とくると何か重いものを受けたというところもあると思うんですけども、実際に責任といっても計画する部分の責任であるとか、委託を受けた上でそれを遂行する遂行責任というのがございますので、もう少し概念を実際検討する時には事細やかにしていかなきゃいけないということがあると思いますけれども、書き方については検討させて下さい。よろしくお願い致します。

(間野会長)

それからもう 1 つ、榊委員の地域の話はどうですか。具体的に地域によって違うサービスについて。実を言うと僕もそれは前からずっと気になって、基本理念のところ随分前に議論があって、「まち」というのが議論になったときからの話かなと思っているんですが、それで地域っていうのをかなり意識してこの素案を作っていくんだなと思ってたんですけど、実際にこれをずっと眺めてみるとあまりこういう施策については地域によってこういうふうに変えるとかっていうのはどこにも出て来ないような気がするので、それはちょっと整理をする必要があるかなと。僕自身は、例えば地域に非常にしっかりした支援グループがいるところとそうでないところ、それから障害者の方が沢山いらっしゃる地域とそうでない地域ではやはりやり方というのが違っていいのかなという。その辺が具体的にどんなものかというのは難しいところですけど、多分社協なんか色々取組んでいらつしゃると。先ほどの災害時要援護者支援なんかも多分地域によって結構違う、実態としては違うんですよね。で、今それに関して言うと最近新聞報道で出ましたけども、今迄の要援護者支援の方法はちょっと限界があるというふうに国の方も考えているらしくて。つまり今は支援者というのは必ず 2 名、1 人の要援護者に 2 人ずつ付けるという。それも自発的に付けてもらうという形で国の方は指示しているんですけども、中々そんなわけにはいかないわけですね。で、全く地域のボランティアに期待するというのはかなり無理があるなということも国の方も感じたらしくて、もう少し違う形での支援の仕方というか、要援護者に対する支援の仕方を考えなければいけないというふうに今なっているみたいで。だからその辺のことなんかは確かに地域の、地域力と僕なんかは言ってるんですけど、地域力によってサポートの仕方が変わるのかなという感じがするんですが、何かその辺のことがどこか出てるといいんだけどなことなので、その辺は出来れば次回までに少し、多分地域とかまちというのを意識することっていうのはかなり市にとってみたら今回重要なテーマに当初なっただと思うので、この際もう 1 回全体を見直してもらって、こういうことに関しては地域でもってどうこうとかっていうような事がどこか現れるようなことがないと、何か最初に立ち上げたまちとか地域とかっていうのが活きないなという感じがしますので、次回その辺を足して頂きたいと思います。

(金子委員)

育成会としても色々なものを委託を受けてしたりはしているんですが、今その地域特性ってなんだろうというふうに考えたときに、夏のサマースクールは確かに各区の実情、その子ども達がどういう人が集まるのか、どういった人達が何を求めているのかによって中身が違っているのかなと思うんで

す。先ほど間野会長からもありましたように、区によってもやっぱりリーダーシップが発揮できる人達が沢山いればそれはどんどんまた広がっていきますし。ただ、レクリエーションを障害者団体の責任でということは非常に厳しいなど。だから是非その辺りはやっぱり堀田会長代理が言われたようなことをご検討頂きたいと思います。

(中神委員)

ちょっとしばらく休みが多かったので状況が分かってないかも分らないですが、前回までは視覚障害者の職業の開拓ということで ICT 関係とかそういうものの新たな職業を開拓する項目があったんですが、今回のこの分ではそういったものが全然入ってないんですけど、そういう計画はなされていないのでしょうか。

(障害福祉課長)

はい、こちらも前の時にもお話をさせて頂いているんですけど、ここには主なものを挙げてございまして、事業がなくなるというわけではございません。障害者関係の事業は全て目次の裏側、資料編の中で各施策に関連する事業・取組一覧というところで全て掲げるということを考えてございますので、ここで掲げようかなということでも原稿では整理させて頂いたということもございます。よろしくお願い致します。

(間野会長)

ということでもよろしいですか。つまりここに出しているのは主な事業・取組。で、主なということは主でないのがあると。で、特にこれまでずっと継続してやって来ているようなことの中では、主なというところに入れずにその他ということ、付録に入れようかということになっているものが。逆に言うと付録の方が沢山あるということですね。ということですが、それでよろしいですか。雇用の事に関してはかなり今回、非常に大きく取り上げられていると思うんです。

(中神委員)

雇用と書いてあるんですけど、新たな職業の開拓みたいな形では書いてなくて、そういう形での考えが段々と薄れている、なくなりつつあるんじゃないかなという思いがあったもんですから。

(障害福祉部長)

一応本文の方で、43 ページからの情報コミュニケーション支援の充実というところで、障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実等の所で、ICT を利活用した事業がここに掲げてあったりしてまして、先ほど課長の申しましたようにその他の付属資料に掲げる事業の中にもそういったものが入っていくというふうに理解して頂ければと思います。ICT もここには書いてはおりますということでご理解頂ければと思います。

(榊委員)

素案の36ページの1番上の外出支援についてなんですけど、この素案は1月に作成されましたが、そこには外出支援の提供とあります。で、この協議会で昨年来配布された文章、資料では移動支援

という単語と外出支援をいう単語が混在してました。最終的な素案では移動支援という単語ではなく外出支援となっています。そこで質問なんですけども移動支援と外出支援とは違うのでしょうか。それとも同じなのか教えて頂きたいと思います。

(障害福祉課長)

移動支援に関しましては、もうご存知の通り法律の附則で検討がなされることになっておると思います。で、それに基づいて我々は検討をするんですけども、外出支援をするときにおきまして、移動もありますしその他の援助も色々あると思いますんで、出来るだけ広い概念で、要は移動だけではなくてその他の支援も含めて広い形で国の検討に合わせて市としての対応も検討をするということでございます。結果として外出支援の中の移動支援のみの検討になるかも分らないんですけども、検討の対象としては広めでとっているということでございます。よろしくお願い致します。

(榊委員)

それでは外出支援の方が移動支援よりも広いということですね。私は2006年から2012年までの協議会に参加してきましたけども、市から出された資料は全て外出支援という単語はなくて移動支援と言ってきた。現在の発行している広島市の障害者基本計画においても46ページに移動支援とあって、移動支援の中身として詳しく書かれています。厚労省の自立支援法の説明資料でも移動支援とありまして、外出支援という単語は行動援護の説明として自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行いますとあるだけです。私の理解としましては外出支援という言葉は介護保険でよく使われていて、障害者自立支援法では移動支援という言葉だと思います。内容的にも今おっしゃったのは若干違まして介護保険における外出支援というのは病院への通院のお世話だけということで、それに対して移動支援というのは障害者の社会参加を促進するための福祉として位置付けられて、より幅広い内容を含んでいると思います。従って素案においては外出支援ではなくて移動支援とすべきではないかというふうに考えます。

(間野会長)

概念の違いということですよ。はい、どうぞ。

(障害自立支援課長)

少し補足をさせていただきます。自立支援法におきます地域生活支援事業の中でのサービスの1つとして移動支援事業がございます。で、ここに掲げております外出支援は先ほど障害福祉課長の方から申しました通り、もう少し広い概念でございまして、移動支援を含めて障害者の方が社会参加も含めて外出等される際に必要な支援ということでして、移動支援も含めた細やかな支援策も含めて今後も検討していくということで掲げたものです。

(間野会長)

それは国とかが掲げている概念の変更みたいなことが背景にあるんですか。つまり多分榊委員がおっしゃっているのはその問題で、外出支援と言うと介護保険による外出支援というふうに見えてしまうと。で、法的だとか国の正式の文章の中で新たにそういう外出支援という、広い意味を含めた外

出支援という言葉が出て来て、それをこの広島市の障害者基本計画にもその概念を拾ってきて、ここに掲げているんだというふうになってるのかどうかということが多分榑委員の疑問なんだと思うんですが。その辺はどうなんですか。要するに広島市独自に今回新たに考えた概念ということなのかどうかということですよ。

(障害福祉課長)

法律は法律なりの定義があると思います。それに対して、要は法律に基づく移動支援以外に我が市においても単独で行っている事業もありますので、そのところも検討したいよというメッセージがございまして、もしまぎれがあるということであれば言葉をもうちょっと検討させてもらいたいと思いますけど、ちょっと宿題として頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

(榑委員)

はい。現行の基本計画も移動支援となっていますし、この協議会の場でも移動支援と言ったり外出支援というふうに、言葉が両方出て来ています。ところがこの最終案には移動支援という言葉はなくなって、外出支援となっているものですから普通外出支援って我々が受けるとすぐ介護保険の外出支援ということと思っちゃうので、ぐっと狭められるのかなという気持ちがありました。ご検討下さい。

(間野会長)

場合によっては注釈というか、大体こういう計画を作ると後の方で語句の説明とか何かというのが付いてくるものですから、その辺りではっきりさせるという手もありますね。いずれにしてもちょっとその辺を検討して頂くということで。

(障害福祉課長)

一応私が説明したところを端的に書いているのが本文の34ページの所の施策の方向性②のエの所なんですけども、そこで移動支援などにより必要な外出支援が行われるように努めますということで、この計画の中におきましては外出支援が広い概念ですよということをお示したつもりですけども、まぎれがあるということであればちょっと検討させて下さい。よろしくお願い致します

(中神委員)

移動支援と視覚障害者の場合の同行援護とあるんですけど、同行援護の場合はずっと同行して途中で色々な説明をしたり介助したりということが出来る。だけどそれは今の段階ではヘルパーの2級が必要だという条件があり、で移動支援の場合は移動場所から場所までということで、その視覚障害の人がその同行援護の許可を得てない人も結構まだいらっちゃって、ヘルパーの方が同行した場合そこから何か会議があった場合、行きはいいんですけど帰りまでの間の時間というのはヘルパーの報酬はないわけです。そういうことでヘルパーの方も今辞められたりされる方が多くて減っているのです。そこら辺のはっきりした表わし方をして頂きたいなと思います。

(山田委員)

この冊子の38ページの地域生活支援の充実の所の(2)の保健・医療・リハビリテーションの充

実辺りになるのかもしれませんが、前回私達の団体の方でアウトリーチ事業、アクトのシステムが取り入れられないだろうかというご質問をさして頂いたんですけど、そのご返事が研究をしていますということでした。今県の方も平成 23 年から 25 年の間で評価委員会も設置されて取組がされてるんですけども、精神障害者の退院促進事業とも合わせてこのアクトとかアウトリーチシステムの検討をして頂きたいというふうに思っているんですけども、その辺りの研究と言われたんですけどの位進んでおられてどういうお気持ちなのかを伺いたいと思います。

(精神保健福祉課長)

前任の方からは是非導入して欲しいというふうな声がありまして、研究をしていますというか研究をしていきたいというふうにお答え申し上げました。で、行政だけでこのシステムを導入するのというのは非常に困難ではなかろうか、やはり病院とか関係者が一体になって、それぞれその役割分担をして作っていかないといけないのではないのかなというふうなことは、今の段階での感想をとして持っております。で、後々それを広島市で導入できるかどうかというところは今は他都市の情報を仕入れたら、そういった講演会があったらその講演会等にも職員を派遣したりして勉強をしているという段階でございます。少しこれは時間がかかるのではないかと思います。

(間野会長)

ということであれば、計画の中には全然触れられていないんですかね。

(精神保健福祉課長)

そうですね。ある程度の方向性としてその方向で進めていくということになればここに書いてもよろしいんですけど、まだそういう段階にもなっていないというふうに感じております。ただ研究はしていきたいなというふうに思っています。

(山田委員)

県の方で取り組まれている中での評価とかはしっかり掴んでおられるのでしょうか。全国的にも多く展開されていますので、広島市でそれが無理だというのが私にはちょっと分らないというか、確かに財源の問題とか人材の問題とか色々あるとは思いますが、是非早くにそれを取組んで頂きたいと思います。精神障害者の退院促進事業が進みながら、一方で保護者制度の廃止になるかの論議もされてますけれども、その辺との絡みもあるので、広島市でも速やかにその事業を展開して頂きたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

(精神保健福祉課長)

県の方は病院の方が主体となって病床も減らすということで、そういったアウトリーチを導入したというふうに聞いております。県が主体となってやっているわけではないようです。だから同じように広島市もそういった病院があるということが進めていく上での前提になるのではないかなというふうに思いますので、中々行政単独で高額な費用を負担してまで出来るかどうかというところは引き続き検討させて下さい。

(間野会長)

とりあえずこれは素案ということで、いずれにしてもこのままパブリックコメントに流れていくわけで、実際のその修正というのはこのパブリックコメントと、それから今皆さんから頂いた意見、あるいはこれからまた先に後で思い付いた意見だとかというのも含めて載せて頂いたものを次回の協議会でまた検討するという形になります。それとある種ここまで来るのに大分色んな議論をして、入れられるものと入れられないものを仕分けなんかをしてきた結果がこうなっているの、ある意味あまりどうしようもないかなという感じします。

(西川委員)

私も今回しっかりと読んできたつもりです。で、大半は積極的で、こうしましょう、ああしましょうというのがあって、本当はすごいなと思っているんです。ただ榊委員や金子さんなんかも言われたけれども、何かこう気になるんですよ。さっきの外出支援の問題もそうだし。それから私は、金子委員の中で防犯の問題というのは、あれは災害の時の防犯なんですね。

(間野会長)

防災・防犯ということですから両方ある。

(西川委員)

どっちにしても被害者という意識ですよ。被害を被らないという意味での防犯ですよ。だけど、本当は障害を持っているから必ずしも絶対に守らなければならないというばかりじゃないわけですよ。当然犯罪を犯す場合もあるわけですよ。知的障害と言われる方達の累犯はやっぱ結構多いんですよ。その辺りもやっぱり計画の中に市としても支援出来るところはこういうふうに支援したいとか、あるいは受皿はこういうふうに考えていきたいとかいうようなこともやっぱり少し踏み込んでこれから考えていかなきゃいけないんじゃないかなと常々考えているんですね。それからもう 1 つはさっき確かに障害者団体が責任という言葉ももつときちっと交通整理が本当はいるんじゃないかなという気がするんです。というのは行政と団体が共同の関係作りという中で色んなものをこれから作っていかねばいけない時期だと思うんです。で、勿論私達は色んなことを行政に要望することもするけれども、同時に自分達で、そこら辺りをもっともっと計画の中に踏み込んで行ってほしいなと思います。確かに予算上の問題もあったり、法律上の問題があるんだけど、やはり計画を立てるときに色んな定着の問題だとか、定着に対してそれじゃあ具体的にこういうふうにしていこうというようなものがやっぱり欲しいかな、そういうのが計画じゃないかなという気もするんです。もう 1 つは、区役所あたりに置く一般向けの障害者計画のリーフレットの的なものというのは一応今度考えますという回答は頂いたんですが、それはどんなふうな形になるかとかいうのはまだ出てないわけですか。それともこの参考資料 2 の素案のこの辺りが一般窓口に出されるんですか。

(堀田委員)

計画の中身ということではないんですけど、通常計画というのは 5 ヶ年だと、1 年次に何をやるか年次でプログラムを出していくと思うんです。で、ずっと見ていますと何も書いてないのはいいんですけど例えば新規事業というのは、これは 13 年から 17 年のこの 5 年間の間に、いつ着手するかと

というのは見えないですよ。これは市民向けに出した時に、拡充は今やっているのをそのままもっと広げていくっていいんだと思うんだけど、しかし新規事業についてはおおむねいつ頃から取組むかということをやっぱり明示する必要があるんじゃないかと。ちょっとそこが気になるところでございます。

(障害福祉課長)

分りやすいリーフレット、パンフレットでございますけど、障害者計画というのは福祉から教育、都市整備と非常に幅広いもので、コンパクトにするのは中々難しいのかなというのがまず現実としてあると思います。で、その中で出来る限り全体を見せるようにしたいと思って作ったのが今回の参考資料の 2 の位置付けということでございます。ただ実際市民にとって重要なのは、市は 5 年計画でこれをしますけども、実際個々の事業を具体化するときはどうなっていくか。これがやはり一番市民に密接に関係することになってくると思いますので、個々の事業をする中で焦点を絞った形で広報をしていくのがいいのかなと考えているところでございます。で、行程表等の話になるんですけど、実は新規事業でも国の施策とかを見ながら実施しなければいけないというようなものもございまして、どの様にするかと、いつするかというのは必ずしも全てについて言うのは難しいということはありません。しかしながらこの基本計画の中にも書かせて頂いておりますけれども、この条例で設置致しました推進協議会、この協議会において報告する形で進捗状況を点検して頂ければということで考えているところでございます。よろしくお願い致します。

(間野会長)

西川委員の質問というかご意見に関しては特に事務局の方は何もありませんか。

(障害福祉計画)

これは 5 年の中長期計画ということでございます。中には個々の事業の個別に入らなきゃいけないこともございますけども、全体の事業のバランスを見ながら 5 年計画として書き込めるものは書き込んでいくようにしたいと、このように考えております。お願い致します。

(間野会長)

先ほどの防犯の話はいかがですか。

(障害自立支援課長)

触法障害者の受皿というお話があったわけですが、国の方で今回の総合支援法の改正の中で地域移行支援という事業がございまして、この中で対象拡大をして保護施設とか矯正施設を退所する障害者、これに対して地域移行支援を行うことが一応盛り込まれております。これは平成 26 年 4 月の施行の予定になっておりまして、まだ中身が明らかでない。対象拡大する予定というような書き方になっておりますので、この辺の国の動きを見極めた上で対応するというようなことが出てくるだろうと思います。以上です。

(間野会長)

はい、国の法律そのものが初めてこの防災・防犯というのに触れたということで、国自身も今から考えていこうかということなので、それに合わせて並行して市としても検討していくということで西川委員がおっしゃったようなことがその中で検討されていくと。だからちょっと歯がゆい感じがすると思いますが、まだその段階だということだと思います。それから参考資料 2 はこれが僕は、こういうのは最近国のホームページを見ると大体こういう格好で出てくるので、大体そういうイメージで作ったのかなというふうに思ってたんですが、パンフレットとかあるいはリーフレット化するとかっていうことは考えられておられるんですかね。

(障害福祉課長)

ホームページの周知はしようと思ってまして、必要なら区にも置こうと思うんですけども、実際にここら辺の情報を市民がどこまで興味を持たれているとか、やはり個別の事業を具体化する中でこういうことをしますというのを知らしめる方が市民にとって分かりやすいのかなと。これだとやはり 5 年計画で中長期的ですごく抽象的な話でございますから、これを受け取って直ちに中身を理解したりとか具体的なイメージとかは中々難しいかなと思います。具体的なイメージを理解するには個別の事業を具体化していく中で適切に知って頂くようにして頂きたいなど、ご理解頂きたいなど。このように考えてるところでございます。

(間野会長)

ホームページには載せるということですね。はい、他よろしいですか。特になければ一応素案に関する議論は終わりたいと思いますが。はいでは、事務局の方にお返しを致します。

(障害福祉課長)

はい、最後に事務連絡をさせていただきます。新たな障害者基本計画についての今後の予定でございますが、この広島市障害者計画素案を今月 21 日に開催されます広島市市議会厚生委員会に報告致します。その後、今月下旬から 2 月上旬にかけて市民の意見の募集を行いたいと考えております。次に次回の開催日程でございますけど、第 6 回協議会を 2 月下旬から 3 月上旬の辺りで開催したいと考えております。また、後日正式にご案内を致しますのでよろしくお願い致します。次回の協議会におきまして市議会の報告、市民意見の募集のご意見、そして今回頂いたご意見を合わしまして関係部署等と協議の上必要な修正を行います。そして修正を行ったものをこの協議会において皆様にお示ししたいと考えております。以上でございます。よろしくお願い致します。

(間野会長)

はい、それでは本日の障害者施策推進協議会をこれにて終わりたいと思います。皆さんご苦労様でした。

(一同)

ありがとうございました。